

# 特定非営利活動法人日本パーソナルカラー協会認定講師規程

## (総則)

第 1 条 特定非営利活動法人日本パーソナルカラー協会(以下、「本会」という。)が認定する JPCA 認定講師の資格付与および登録は、本規程による。

## (目的)

第 2 条 本会の定款第3条(目的)を推進するため、JPCA パーソナルカラーアドバイザー®資格を取得した者を対象に第6条1項により、本会が推奨するパーソナルカラーに関する知識・技能を有する者を JPCA 認定講師として登録し、パーソナルカラーの発展と向上を図り、色彩技能パーソナルカラー検定®の普及・発展に寄与することを目的とする。

## (種別)

第 3 条 JPCA 認定講師の種別は、JPCA 講師、JPCA 本部講師、JPCA 上席本部講師の三種とする。

## (定義)

第 4 条 JPCA 認定講師は、それぞれの有する技能を以下のように定める。

1. JPCA 講師とは、以下の技能を有する者をいう。
  - (1)色彩技能パーソナルカラー検定®の教育者として、本会が認定した者。
  - (2)本会が推奨する色彩の効果を教育機関および外部に提案できる者。
  - (3)本会の研究者としてパーソナルカラーおよび色彩学の研究活動を行う者。
2. JPCA 本部講師とは、JPCA 講師の技能を持ち、かつ以下の技能を有する者をいう。
  - (1)JPCA 講師を教育する立場の者。
  - (2)本会が推奨する色彩の効果を的確に企業および外部に提案できる者。
  - (3)色彩教育・研究における高度なスキルを保持していると本会が認定した者。
3. JPCA 上席本部講師とは、JPCA 本部講師の技能を持ち、かつ JPCA 講師および JPCA 本部講師を教育する技能を有する者。

## (JPCA 認定審議会)

第 5 条 JPCA 認定講師に関する以下の事項を審議するのは、JPCA 認定審議会(以下、「審議会」という。)が行う。

- (1)JPCA 認定講師の登録および更新に関する事項。
- (2)その他、JPCA 認定講師の資格に関する事項。
2. 審議会の委員は、理事長が理事あるいは有識者より 2 名から 5 名を選任し、その任に当たらせる。

## (新規登録要件)

第 6 条 JPCA 講師に登録する者は、本会認定の JPCA パーソナルカラーアドバイザー®の資格者で、併せて個人正会員に登録している者が、本会が主催する JPCA 講師養成講座の全課程を修了し、JPCA 講師認定試験に合格しなければならない。

2. JPCA 本部講師に登録する者は、JPCA 講師として登録更新を1回以上行った者で、本

会が主催する JPCA 本部講師認定試験に合格しなければならない。

3. JPCA 上席本部講師に登録する者は、JPCA 本部講師として登録更新を2回以上行った者で、本会主催の JPCA 認定講師対象の講習会等における講師または補助講師として活動する者の内から、技能が優秀と認められる者を理事長が審議会に推薦して認可を受けなければならない。

(新規登録申請および手続き)

第 7 条 第6条の登録要件を充たす者は、それぞれ該当する種別の JPCA 認定講師に新規登録を申請できる。

- (1) 登録の申請は、登録申請書を本会に提出し、認定料および新規登録料、資格登録者年会費を納入しなければならない。
- (2) 提出された申請書は、審議会で審査し、結果を理事会に報告する。
- (3) 登録手続き完了後に台帳に登録し、認定証を交付し認定講師バッジ等を貸与する。
- (4) 登録期間は、2年度(4月1日～翌々年3月31日)とする。ただし新規登録時のみ、認可日から次年度末までの2年度とする。
- (5) 上記の新規登録料、認定料、資格登録者年会費は、附則1の別表に定める。

(登録更新申請)

第 8 条 JPCA 認定講師は、登録後2年度(登録初年度を含む)ごとに登録の更新手続きを行うこと。

- (1) 登録更新の通知を受けた者は、登録更新料と資格登録者年会費を指定された期限内に本会へ納入しなければならない。
- (2) 上記の費用が納入され次第、登録台帳に更新を記録し、新たな認定証を交付する。
- (3) 上記の登録更新料は、附則1の別表に定める。

(JPCA 講師、JPCA 本部講師、JPCA 上席本部講師の登録更新要件)

第 9 条 JPCA 講師が登録更新を行う場合は、第8条(1)の納入手続きを完了することで認められる。

2. JPCA 本部講師が登録更新を行う場合は、以下の要件を充たしていなければならない。
  - (1) 2年度の登録期間内に講座担当、講座受講、対外活動などの実績が、附則2に記載する単位で2年度内に合計10単位以上の取得を義務付けるものとする。取得した単位は、2年度末に書面にて申告しなければならない。ただし、この10単位の中には、義務とした第12条(2)の本会主催のセミナー(JPCA 認定講師研修講座を主とする)等を登録期間内に2回以上受講することを含める。
  - (2) JPCA 本部講師と JPCA 本部パーソナルカラーアナリストの両資格登録者が同時に登録更新を行う場合は、上記(1)の取得単位数について、2年度で20単位以上それぞれの資格ごとに10単位以上)の取得を義務付けるものとする。
3. JPCA 上席本部講師が登録更新を行う場合は、第4条3項にあるように指導者の立場にあることから、第8条(1)の納入手続きを完了することで登録更新が認められる。

(登録資格の抹消および降格)

- 第 10 条 第9条1項の登録更新の納入手続きを行わない JPCA 認定講師は、認定講師資格を抹消する。なお、個人正会員の年会費が指定の期限内に納められないときは、個人正会員としての在籍を保留する。
2. JPCA 講師の場合、個人正会員として在籍を継続する者は、JPCA 講師へ再登録の申請ができるものとする。
  3. 第9条2項(1)の単位数が登録更新要件に満たない JPCA 本部講師は、JPCA 講師に降格する。

(特典)

第 11 条 JPCA 認定講師として登録している者には、社会的な評価を高めるとともに、講師としての活動を推進するために、その資格の種別に応じた以下の特典が与えられる。

- (1) 色彩技能パーソナルカラー検定®の全モジュールを教授できる。
- (2) 主宰あるいは教授する組織団体を「色彩技能パーソナルカラー検定®」団体に登録することで、本会主催の検定試験運営を行うことができる。
- (3) 名刺やプロフィールに本会より認定された公的な肩書として、それぞれの資格に応じて JPCA 講師、JPCA 本部講師、JPCA 上席本部講師と表記できる。なお上記の肩書の前に、NPO 法人日本パーソナルカラー協会認定あるいは特定非営利活動法人日本パーソナルカラー協会認定を冠して表記することもできる。
- (4) 本会主催の一般および会員対象の講座を割引料金にて受講できる。
- (5) 本会主催の JPCA 認定講師研修講座を年1回無料にて受講できる。ただし、JPCA 認定パーソナルカラーアナリストの資格も保持している場合は、どちらかの資格で1回の受講とする。
- (6) JPCA 講師、JPCA 本部講師、JPCA 上席本部講師の技能種別に応じた認定講師バッジ等を貸与する。
- (7) 自己の広報活動において協会のロゴマークを使用することができる。なお、ロゴマーク使用規程に基づく申請・報告等を行うこと。
- (8) 色彩技能パーソナルカラー検定®指導に関する個々の活動は、本会における広報の協力を受けることができる。ただし、記事内容が本会の利害に関わらないこと。
- (9) 本会が指定するテキストや教材等を、割引価格にて購入できる。
- (10) JPCA 認定講師として、自身の主催する講座および外部から依頼のあった講座

に

必要な資料や情報を本会に求めることができる。なお、本会の著作権に係る事項を除く。

(努力義務および義務)

第 12 条 JPCA 講師は以下の事項を努力義務とし、また JPCA 本部講師と JPCA 上席本部講師は以下の事項を義務として努めること。

- (1) 本会が推奨しているパーソナルカラーの理念を十分に理解し、パーソナルカラーの教育者としての技能の維持・向上を行うこと。
- (2) JPCA 講師は、本会主催のセミナー(JPCA 認定講師研修講座を主とする)等を登

録期間内に受講し、技能の維持向上をはかること。なお JPCA 本部講師は、第9条2項に従い登録期間内に2回以上受講し、技能の維持・向上をはかること。

また JPCA 上席本部講師は、本会主催のセミナー等において、その指導的立場から技能の維持・向上をはかること。

- (3) 本会発展のため、積極的にパーソナルカラーおよび色彩技能パーソナルカラー検定®の普及活動に参加・協力すること。
- (4) 本会がパーソナルカラーの調査研究を行うときは、積極的に協力すること。
- (5) JPCA 認定講師として活動、あるいは本会の活動に参加するときは、認定講師バッジ等を装着すること。

#### (登録内容の変更)

第 13 条 新規登録および登録更新時に届け出た登録事項に変更が生じた場合には、すみやかに本会に届け出ること。

#### (登録の取り消し)

第 14 条 JPCA 認定講師が、以下の項目のいずれかに該当する場合は、審議会に報告する。

- (1) 本人が登録の辞退を申し出たとき。なお、申し出は口頭ではなく、書面あるいはメールなどで提出すること。
  - (2) 登録更新の申請がなされなかったとき。
  - (3) 登録更新料、資格登録者年会費などの費用が、定められた期日までに納められなかったとき。
  - (4) 第12条の努力義務および義務を果たさない場合や、JPCA 認定講師として相応しくない行為等があったと認められたとき。
2. 上記により登録を取り消したときは、当該者に対して登録停止を通知する。
  3. 登録期間中に登録の取り消しがなされたときは、納入済みの諸費用は、返還されない。
  4. 上記の JPCA 認定講師の資格を喪失したときは、個人正会員年会費も未納となった者の個人正会員としての権利を停止し、2年度分の会費未納までは個人正会員の在籍は保留される。

#### (再登録)

第 15 条 第 14 条(1)(2)(3)の事由および第 10 条(登録資格の抹消および降格)により登録を抹消された JPCA 講師から再登録の申し出があるときは、個人正会員として在籍を継続している者に限り、JPCA 講師への再登録が申請できる。

再登録には、JPCA 講師再登録申請書と再登録審査料を納入して、出題される課題に合格することで再登録認可が受けられる。その後、再認定料と資格登録者年会費を納入した時点で、再認定となる。

2. 同じく登録を取り消された JPCA 本部講師は、同資格への再登録はできない。JPCA 講師として登録継続を希望する場合は、継続手続きを行うことで、JPCA 講師の登録は継続できる。なお、JPCA 本部講師への登録を希望する場合は、第6条2項に従い JPCA 本部講師認定試験に合格しなければならない。合格後に第7条の諸手続きを行うことで JPCA 本部講師へ認定される。
3. 上記の再登録審査料、再認定料は、附則1の別表に定める。

4. 第10条および第14条1項により登録を抹消されたJPCA 上席本部講師は、JPCA 認定講師への再登録は認められない。

(認定講師バッジ等)

- 第16条 本会は、JPCA 認定講師の資格表示のために、認定講師バッジ等を制作する。なお、認定講師バッジ等の所有者は本会とする。
2. JPCA 認定講師には、技能種別に応じた認定講師バッジが無料にて貸与される。認定講師バッジ等は、JPCA 講師バッジを本体とし、JPCA 本部講師には本部講師章が、また JPCA 上席本部講師には上席本部章(JPCA 上席本部講師とJPCA 上席本部パーソナルカラーアナリストとの兼用)が、本体に加えて称号章が貸与される。
  3. 第10条(登録資格の抹消および降格)および第14条(登録の取り消し)により登録資格を失ったときは、貸与されている認定講師バッジ等を本会に返納すること。なお、JPCA 本部講師から JPCA 講師に降格したときは、称号章のみを本会に返納すること。
  4. 認定講師バッジあるいは称号章を紛失あるいは破損したときは、再発行の申請とともに、発行手数料(認定講師バッジ¥4,000、称号章¥4,000 [共に郵送料含む/消費税別])を支払うこと。
  5. 認定講師バッジと称号章の取り扱いに関しては、別の「取り扱い文書」に従うこと。

(その他)

- 第17条 その他、本規程の改訂ならびに本規程に該当しない事項については、業務運営委員会にて討議し、審議会および理事会に提案する。
2. 本規程の附則等の条件や単位付与等の運用方法については、必要に応じて業務運営委員会で議決し、審議会および理事会に報告する。
  3. 本規程は、その趣旨を徹底させるとともに、内容を変更した場合には速やかにその旨を周知させるものとする。

(附 則)

1. 第7条、第8条、第15条に定める諸費用は、附則1による。
2. 本規程は、2011年10月1日より施行する。
3. 本規程は、2014年2月24日より一部を改訂し施行する。
4. 本規程は、2015年2月8日より一部を改訂し施行する。
5. 本規程は、2015年9月24日より一部を改訂し施行する。
6. 本規程は、2019年11月20日より一部を改訂し施行する。
7. 2015年9月24日より改訂し施行された「JPCA 認定講師規程」の第4条(3)に定められていた JPCA 常任本部講師の資格を廃止するに当たり、JPCA 常任本部講師として登録していた者に対しては、本人の希望に従い JPCA 本部講師あるいは JPCA 講師または正会員への再登録を認める。
8. 本規程改正するにあたり、『色彩技能パーソナルカラー検定®公式テキスト』の執筆・編纂に携わった者の専門知識を、第6条3項の要件に相応しいものとして、JPCA 上席本部講師の候補として、審議会に提案する。
9. 附則7により JPCA 本部講師あるいは JPCA 講師に認定された者の、新規登録料と認定料は、従前の登録時に納めたものを充当し登録年度も継続するものとする。

10. 本規程は、2022年1月19日より一部を改正し施行する。ただし、附則2の7に関しては、2021年4月1日から施行する。
11. 本規程は、2022年12月15日より一部を改正し施行する。
12. 本規程は、2023年8月29日より一部を改正し施行する。
13. 本規程は、2024年3月4日より一部を改正し施行する。
14. 本規程は、2024年10月7日より一部を改正し施行する。

附則1. 諸費用の料金一覧表（※金額は消費税を含まない）

区分	JPCA 講師	JPCA 本部講師	JPCA 上席本部講師
新規登録料 および更新料	¥3,000	¥3,000	¥3,000
認定料 (新規登録時のみ)	¥10,000	¥15,000	
資格登録者年会費	¥10,000 (正会員年会費 ¥3,000を含む)	¥10,000 (正会員年会費 ¥3,000を含む)	¥10,000 (正会員年会費 ¥3,000を含む)

※資格登録者年会費は、JPCA 認定講師、JPCA 認定カラーアナリストのいずれか一種の資格者でも二種の資格者でも¥10,000とする。

<再認定の場合>

区分	JPCA 講師
再登録審査料	¥5,000
再認定料	¥12,000

附則2. 第9条2項の JPCA 本部講師の登録要件の単位は、以下の表に示すとおり。

項目	活動内容	単位数
1	本会主催の JPCA 認定講師研修講座、その他セミナーを受講 (1回受講あたり)	2単位× 受講回数
2	色彩技能パーソナルカラー検定®の講座を自身で主催または、 本会以外の依頼により同講座を担当 (モジュール別ごと、担当学校別ごと) ※1	2単位× 担当数
3	本会主催の JPCA 認定講師研修講座やセミナーなどで講師として 担当 (1講座あたり)	5単位
4	色彩技能パーソナルカラー検定®説明会を担当	1単位
5	学校・企業・団体への営業活動 (結果の成否に係らず、1つの相手先あたり)	1単位
6	本会主催の懇親会に参加	1単位
7	色彩技能パーソナルカラー検定®や本会に関する活動について 本会の名称や検定の名称を入れて SNS で発信。 (1記事あたり。但し、同一記事のコピー、シェア、リブログは除く)	1単位 (1年度最大 3単位まで)

※1. 担当クラス数は、カウントしない。担当モジュールの数、担当学校の数をカウントする。

※2. JPCA 本部講師と JPCA 本部パーソナルカラーアナリストの両資格取得者の場合は、上記の No. 5, 6, 7については、1回1単位取得点を両資格に1単位ずつ反映することができる。